

学校施設貸出の一部再開について

国の緊急事態宣言が6月20日まで延長となりました。

学校施設については、校庭のみ貸出可としていましたが、下記のとおり貸出を一部再開します。

記

1 貸出再開施設

区立小中学校施設 体育館・柔剣道場（校庭は引き続き貸出可）

※教室・会議室等は当面の間、引き続き貸し出しを休止とします。

2 再開日時

令和3年6月5日（土）から